

宗議会議員・YA 及び監正審議会に断固抗議します。

平成11年10月12日

## 記

宗議会議員皆様のお仲間の一人である出雲教区・松江組・東林寺住職 YA の兼務住職の立場を悪用した、己自身の利益と名誉の追及の思惑と独断専行による出雲教区の名刹・松江・松平家菩提寺・月照寺所有境外地売却等・私物化の実態を監正審議会の対応を含め、ご案内致します。送付致しました様々な資料等は平成9年から今日に至るまでの私の抗議の気持ちを表現した物ですが、当該寺院においてもまた教区長においても紛争解決の為の意思が全く見られず、それ故平成10年5月8日監正審議会に提出しました全資料でもあります。

宗教法人法・寺院規則そして浄土宗宗門法制と私の全資料を照らし合わせ、是非の判断を下してください。

私は今回の紛議および紛争は、100%YA による月照寺私物化の結果であると確信しておりますが、皆様のお心の中にも、いまだ不正に対する自浄能力が存在していることを期待して止みません。

今も尚、私の耳に残っている出雲教区長・信楽寺住職・U氏の言葉があります。

“どこが悪いのだ どこも悪いところは無いじゃないか どこでもやっていることじゃないかわしは寺をまもるのだ わしは寺側に立つのだ“私が出雲教区長に月照寺境外地が存在している事を現地に案内し、知らせたにも関わらず。そしてまた監正審議会の対応に対しても同様の不信感を抱いております。監正審議会に調停申し立てを行ったのは、平成10年5月、受理はその年の7月(清原課長は受理でなく受信であったと相も変わらず言葉の遊びをしておりましたが)それから一年以上一向に回答を得ることが出来ず、経過報告を監正審議会に要求したところ(担当委員である笹原 定純氏にも直接電話をかけましたが、二度とも本人が電話口に出られたにも関わらず居留守が使われてしまいました。)月照寺境外地売却および東林寺の一連の作業が終了する時期を待っていたかの如く、一方の当事者(浄土宗内の身内の人間としてのYA)の主張のみを採用し、決定を行った経緯に不信感を抱いております。

(注)平成10年11月9日 私は監正審議会の事情聴取を受けております。

宗議会議員の皆様お一人お一人が、自らの範を示し、浄土宗宗門法制を護持なさる事を切に希望致します。

以上

京都市北区小山南上総町39 グランシャリオ北大路201号  
松本 博二